

# 五泉市農業委員会

## 令和3年 第8回 定例総会議事録

会議開催 令和3年8月31日(火) 午後2時00分  
場 所 村松公民館 4階 講堂

### 出席委員(19人)

1番 渡辺 清滋	2番 加藤 健一
3番 江口 聡	4番 渡邊 清司
5番 高橋 甚一	6番 今井 聡
7番 岩出 ノブ子	8番 林 毅
9番 亀山 公子	10番 権平 孝男
11番 阿部 伸由	12番 渡邊 みのり
13番 高岡 公衛	14番 川村 孝雄
15番 佐久間 公英	16番 楯 英樹
17番 地濃 潤一	18番 松尾 タカ子
19番 古田 常藏	

### 欠席委員

無し

### 関係説明者

局 長	(欠席)	次 長	五十嵐 敦
村松事務所長	田中 正徳	係 長	阿部 隆
主 査	松村 徹		

日 程

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 総会成立宣言
4. 会期日程
5. 議事録署名委員の指名
6. 農地パトロールの報告
7. 議 件
  - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第2号 農地転用事業変更承認申請について
  - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農

## 地利用集積計画について

司 会        それでは、ご案内の時間となりましたので只今から、令和3年第8回定例総会を開催いたします。

              事務局の鈴木局長が緊急課長会議に出席のため、総会を欠席しております。午後4時に予定しております、意見に対する市長懇談会には出席の予定でありますので、ご了承ください。

              それでは、会長からごあいさつをいただき、その後は、会議規則第4条により議長として進行をお願い致します。

会 長        ～～あいさつ～～

議 長        只今から、令和3年 第8回総会を開会いたします。

              日程の「3 総会成立宣言」ですが、出席委員数は、19人中、全員で、定足数に達しておりますので、本総会は成立していることを宣言します。

議 長        次に、日程の「4 会期の日程について」であります。本日1日限りとし、議事日程につきましては、お手元に配布の日程のとおりとすることで、ご異議ございませんか。

              ～～「異議無し」の声あり～～

議 長        「ご異議無し」ということで、左様決定いたします。

              挨拶で言い忘れておりましたが、今日は市長への意見書の回答を貰うという事と、改選の説明会もあるという事で、推進委員の皆さんにも出席をお願いしております。

              ご承知のとおり総会については議決権はございませんが、ご質問、ご意見については受け止めますので、忌憚のないご意見をいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

              次に、日程の「5 議事録署名委員の指名について」であります。五泉市農業委員会会議規則第13条の規定により作成します議事録の署名委員の指名について、私に、ご一任いただけますか。

              ～～「異議無し」の声あり～～

議 長        それでは、議席番号5番 高橋 甚一委員、6番 今井 聡 委員にお願いします。また、議事録の記録員は、事務局 阿部係長にお願いします。

              続きまして、日程「6 農地パトロールの報告」に入ります。

              調査班の班長 15番 佐久間 公英 委員から報告してもらいます。

調査班長    (佐久間公英 委員)

はい議長。議席番号 15 番、現地調査班 佐久間です。

優良農地の保全と確保、無断転用の防止として 8 月の農地パトロールを実施しました。本日 9 時 30 分から私ほか、皆川 推進委員、波多野 推進委員、大湊 推進委員と事務局の田中所長、阿部係長で管内を見て参りました。

五泉地区では、船越、論瀬、猿和田、笹堀、小流、小搦、村松地区では、下阿弥陀瀬、新屋、上大蒲原等を見て参りましたが、違反転用等の状況が見受けられなかったことを報告いたします。

議 長 只今の報告について、ご質問等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、報告のとおりとします。  
続きまして、日程の「7 議件」の審議に入ります。  
最初に、「議第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。  
事務局より説明をお願いします。

田中所長 はい、議長。

議 長 田中所長。

田中所長 はい議長。説明をいたします。  
今回の農地法第 3 条の規定による許可申請は、総数 2 件で売買が 1 件、賃貸借 1 件となります。

個人情報や金額等については、あらかじめお送りした議案書をご確認いただくこととしまして、審査基準の項目について適合しているかなど、検討結果を中心に説明いたします。

3 ページをご覧ください。番号 1 番は、売買での所有権移転の案件となります。

譲受人の耕作の便のため、畑 1 筆、807 m<sup>2</sup>を議案書記載の金額で売買するものです。

4 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

3 ページに戻っていただき、番号 2 番は、賃貸借の案件となります。

譲受人の経営規模拡大のため、田 4 筆、4,147 m<sup>2</sup>を議案書記載の俵数で賃貸借するものです。

5 ページの審査表をご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件を満たすと事務局では判断しております。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長（佐久間公英 委員）

はい議長。説明いたします。

番号1番は下阿弥陀瀬の畑で、番号2番は新屋地内の休耕田で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決に入ります。

「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「議第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第2号 農地転用事業変更承認申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。

今回の農地転用事業変更承認申請は総数6件で、5件が期間の変更、1件が計画者の承継となっております。

9ページをご覧ください。番号1番は砂利採取事業として令和2年2月に許可を受けておりましたが、期間の変更を行うものであります。

15ページの地図をご覧ください。図面のなかの丸数字は議案番号1番から5番と合わせてあり、番号1番から番号5番は全て同一の場所の案件となっております。

17ページの審査表をご覧ください。許可区分については前回と変更なく「ア-(イ)-c」であります。

9ページに戻っていただき、番号2番も砂利採取事業として令和2年2月に許可を受けておりましたが、期間の変更を行うものであります。

25ページの審査表をご覧ください。許可区分については前回と変更なく「ア-(イ)-c」であります。

9ページに戻っていただき、番号3番も砂利採取事業として令和2年2月に許可を受けておりましたが、期間の変更を行うものであります。

33 ページの審査表をご覧ください。許可区分については前回と変更なく「ア-(イ)-c」であります。

9 ページに戻っていただき、番号 4 番も砂利採取事業として令和 2 年 3 月に許可を受けておりましたが、期間の変更を行うものであります。

41 ページの審査表をご覧ください。許可区分については前回と変更なく「ア-(イ)-c」であります。

9 ページに戻っていただき、番号 5 番も砂利採取事業として令和 2 年 2 月に許可を受けておりましたが、期間の変更を行うものであります。

48 ページの審査表をご覧ください。許可区分については前回と変更なく「ア-(イ)-c」であります。

以上のように、番号 1 番から番号 5 番は笹堀、小流、小搦、地内の農用地ですが、周辺への影響も少ないと考えられ、砂利採取後に原形復旧するものであるため、一時転用はやむを得ないものと判断しております。

続きまして、10 ページをご覧ください。番号 6 番は住居兼工場として平成 20 年に転用許可を受けておりましたが、計画の履行ができなくなったため、計画を承継者が譲り受けるものであります。

計画そのものの内容については 5 条許可申請も併せて提出されていますので、議第 3 号でご説明いたします。

以上、ご審議のうえ、ご承認いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。  
「議第 2 号 農地転用事業変更承認申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「議第 2 号 農地転用事業変更承認申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。事務局より説明をお願いします。

阿部係長 はい、議長。

議 長 阿部係長。

阿部係長 はい議長。説明をいたします。  
今回の農地法第5条の規定による許可申請は、総数1件で、売買1件であります。  
56ページをご覧ください。番号1番は先ほどご説明しました農地転用事業計画変更承認申請と併せて申請されたもので、田1筆、合計面積183㎡を個人住宅用地とする永久転用案件で、売買となります。  
63ページの審査表をご覧ください。許可基準に定める農地区分の該当事項は「オ-(ア)-a-(b)」であります。申請地は船越地内のおおむね500m以内に市街化の指標となる施設、具体的には新関駅があることから、第2種農地の許可基準が適用され、周辺への影響も少ないと考えられ、個人住宅用地として使用する事は止むを得ないものと判断いたしました。  
以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ただいまの説明に関連して、現地調査班より補足説明をお願いします。

調査班長 (佐久間公英 委員)  
はい議長。説明いたします。番号1番は船越地内の埋め立て済みの田で、特に問題がないと見てきましたので報告します。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
ご質問・ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決に入ります。  
「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「議第3号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、原案のとおり決定されました。

続きまして、「議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の「あっせん審査委員会案件」を上程します。

この案件には、農地利用最適化推進委員が関係するものがあります。

67ページの議案番号3番は、関係 進委員が関係しますので、自由な意見交換を担保するため関係 推進委員は退室をお願いします。

(関係 推進委員 退室)

それでは事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議長 松村主査。

松村主査 はい、議長。説明いたします。

67 ページをご覧ください。令和3年8月10日火曜日に、あっせん審査委員会が開催され、議案番号3番の内容について審議されました。

あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号3番は、売買の案件です。番号3番は、合計面積1,565㎡、これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決に入ります。

「あっせん審査委員会案件」の番号3番は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「あっせん審査委員会案件」の番号3番は、原案のとおり決定されました。関係 推進委員は入室して下さい。

(関係 推進委員 入室)

議長 続きまして、「あっせん審査委員会案件」の番号3番を除く案件について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、議長。

議長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

67 ページからをご覧ください。今月は先程ご審議していただいたものを含め、3件

の申し出がありました。

番号1番、2番の内容については、令和3年8月10日開催のあっせん審査委員会において審議し、あっせん登録者を審査し、近隣の状況等から妥当であるとの審査結果を得ています。

番号1番、2番は、売買の案件です。番号1番は、面積1,372㎡。番号2番は、面積604㎡。番号2番は規定面積を満たしておりませんが、譲受人は隣接する農地を耕作しており、合計面積が規定面積を超えるため申請を受理しました。

これらを議案書記載の金額で所有権移転するものです。

また、これらの所有権移転の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議長 無ければ、採決を行います。  
「あっせん審査委員会案件」の番号3番を除く案件は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議長 挙手全員でありますので、「議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について」の「あっせん審査委員会案件」の番号3番を除く案件は、原案のとおり決定されました。  
続きまして、「通常案件」についてお諮りします。  
事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。  
68ページからをご覧ください。今月の通常案件は、再設定6件の申し出がございました。  
番号1番から6番につきましては、利用権設定の再設定の案件です。それぞれを議案書記載の金額及び俵数で貸し借りするものです。  
これらの計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の内容で適合します。第3項の内容の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決に入ります。  
「通常案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「通常案件」は、原案のとおり決定されました。  
続きまして、「農地中間管理事業案件」についてお諮りします。  
事務局より説明をお願いします。

松村主査 はい、議長。

議 長 松村主査。

松村主査 はい。議長説明いたします。

73 ページからをご覧ください。今月は、2 件の申し出がございました。番号 1 番は、  
農地中間管理機構への賃貸借の案件となります。

番号 1 番は、合計面積 13, 118 m<sup>2</sup> これらを議案書記載の金額で貸し借りするものです。  
続きまして、番号 2 番は、農地中間管理機構への使用貸借の案件となります。

番号 2 番は、合計面積 7, 202 m<sup>2</sup>、これらを使用貸借するものです。

今月は、総数 田 13, 118 m<sup>2</sup>・畑 7, 202 m<sup>2</sup>・計 20, 320 m<sup>2</sup>を農地中間管理機構へ貸借し  
ます。これらの計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第 2 条第 5 項による農  
地中間管理権を設定するものであり、同法第 8 条第 3 項の事業規定に含まれるもので  
あります。事務規定の読み上げは省略します。

以上、ご審議のうえ、ご決定いただきますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
ご質問ご意見等がありましたらお願いします。

～～質疑応答なし～～

議 長 無ければ、採決を行います。  
「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお  
願いします。

～～挙手全員～～

議 長 挙手全員でありますので、「農地中間管理事業案件」は、原案のとおり決定されました。

以上で、本日の総会の議案審議は終了しました。これをもちまして、令和3第8回五泉市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後2時30分 閉会)